## 日本政策金融公庫による生活衛生関係営業者の資金繰り支援(経済対策コロナ関係)

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係営業者の資金繰りを強力に支援するため、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などの実質無利子・無担保融資を6月末まで継続する。

## 生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付

- ① 貸付対象者:新型コロナウイルス感染症の影響により、<u>最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヶ月(最近1ヵ月を含む。)の平</u> 均売上高が前4年のいずれかの年の同期比5%以上減少した生活衛生関係営業者
- ② 貸付限度額: 別枠8,000万円
- ③ 貸付利率: 基準利率。ただし、当初3年間は6,000万円を上限に基準利率-0.9%、4年目以降基準利率 ※ 基準利率 1.22%(令和4年3月1日現在、貸付期間5年の場合)
- ④ 既往債務: 新規貸付との合計6,000万円の範囲内で、当初3年間基準利率-0.9%、4年目以降基準利率
- ⑤ 貸付期間: 設備資金20年以内、運転資金15年以内(令和4年4月より運転資金20年以内)
- ⑥ 据置期間: 5年以内(設備資金、運転資金)
- ⑦ 担保: 無担保
- ⑧ 利子補給: 借入後3年間は6,000万円を上限に発生した利息について全額利子補給を実施

## 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(新型コロナウイルス対策衛経)

都道府県生活衛生営業指導センター等の実施する経営指導を受けている生活衛生関係営業を営む小規模事業者に対して、 既往債務の借換を含め、実質無利子・無担保・無保証人で貸付を実施。

- ① 貸付対象者: 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期に比し5%以上減少している又はこれと同様の状況にある生活衛生関係営業を営む小規模事業者
  ※ 生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた者。
- ② 資金使途: 設備資金、運転資金
- ③ 貸付限度額: 別枠1,000万円
- ④ 貸付利率:経営改善利率。ただし、当初3年間は経営改善利率-0.9%、4年目以降経営改善利率(1.22%(令和4年3月1日現在))
- ⑤ 既往債務: 新規貸付との合計1,000万円の範囲内で、当初3年間経営改善利率-0.9%、4年目以降経営改善利率
- ⑥ 貸付期間: 設備資金10年以内、運転資金7年以内(令和4年4月より運転資金10年以内)
- ⑦ 据置期間: 設備資金4年以内、運転資金3年以内
- ⑧ 担保等: 担保・保証人は不要
- ⑨ 経営指導: 原則6ヶ月以上、生活衛生同業組合等の経営指導を受けていること
- ⑩ 利子補給: ア. 新規貸付分: 借入後3年間、1.000万円を上限に発生した利息を全額利子補給する。

イ. 既往債務分:新規貸付との合計1,000万円の範囲内で、借換後3年間、利息を全額利子補給する。

## 生活衛生関係営業新型コロナ対策資本性劣後ローン

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活衛生関係営業者を含むキャッシュフローが不足するスタートアップ企業、一時的に 財務状況が悪化し企業再建に取り組む企業に対して、<u>民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性ローンの仕組みの供</u> 給を図ることで、民間金融機関からの円滑な金融支援を促し、事業の再生継続・成長を支援する。

- ① 貸付対象者:新型コロナウイルス感染症の影響を受けているスタートアップ企業、企業再建に取り組む企業、等
- ② 貸付限度額: 別枠7. 200万円
- ③ 貸付期間: 5年1ヶ月、7年、10年、15年、20年(期限一括償環)